

野田市子どもの読書活動推進計画

平成 1 8 年 3 月

野田市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本方針	2
1	計画策定の目的	2
2	計画の基本方針	2
(1)	子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	2
(2)	家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進	2
(3)	読書活動に関する理解と関心を高める取組の推進	2
3	計画の期間	3
第3章	子どもの読書活動の推進のための方策	3
1	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	3
(2)	公民館における子どもの読書活動の推進	4
(3)	家庭教育学級における子どもの読書活動の推進	4
(4)	子どもの読書活動推進のためのボランティア等の育成	4
(5)	読書活動情報の提供	5
2	学校における子どもの読書活動の推進	5
(1)	学校図書館資料の充実	6
(2)	学校における読書活動の充実	6
(3)	学校図書館活動の充実と環境整備	6
ア	司書の派遣及びボランティアによる学校図書館活動の推進...	6
イ	学校図書館関係者の研修	7
3	幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	7
(1)	幼稚園の「絵本の部屋」の整備	7
(2)	保育所等における読書活動の充実	7
ア	保育所	7

イ 学童保育所	8
ウ 児童館	8
(3) ボランティアとの協力	8
(4) 保護者を対象とした読書の啓発	9
4 市立図書館における子どもの読書活動の推進	9
(1) 児童資料の充実とPR活動.....	9
(2) おはなし会の実施	9
(3) 科学遊び教室等の実施	10
(4) ブックスタート事業の充実	10
(5) ヤングアダルトサービスの充実	10
(6) ボランティアへの支援	11
(7) 学校との連携	11
(8) 関連機関との連携	12
5 子どもの読書に関する理解と関心を高める取組の推進	12
(1) 「子ども読書の日」への取組	12
(2) 広報紙・誌による理解の促進	12
(3) 推進体制	13

第1章 はじめに

子どもの自発的な読書活動は、子ども自身の理解力を高め、感受性を磨き、想像力を豊かにするとともに、読書を通して成長に必要な経験を補い、社会への適応力をはぐくみます。このような自発的な読書活動を身に付ける上で、幼児期からの読書習慣の形成が重要な役割を果たします。

しかしながら、最近ではテレビなどの視聴覚メディアの普及、そして子どもを取り巻く生活環境の変化や生活様式の多様化などにより、子どもの文字離れ、読書離れが著しいと久しくいわれています。このような状況が続くと、豊かな人間形成の妨げとなり、深刻な事態になりかねない恐れがあります。あらゆることに好奇心を持ち関心を示すのは、子どもの本能です。その知的な欲求や関心を満たして、読書離れを防ぎ健全な成長を促すためには、自主的に読書活動を行えるように子どもを取り巻く社会全体の読書環境を整えることが重要です。

野田市は、近年、子どもの読書環境の整備・充実、読書習慣の形成のために、学校図書館の資料整備、教室での朝の読書運動の展開、校内でのボランティアの協力による読み聞かせ、図書館でのおはなし会の開催、せきやど図書館の開館、ブックスタート事業などの施策を推進してまいりました。

国では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念と国及び地方自治体の責務を定めた「子どもの読書活動推進に関する法律」（以下「法」という。）を平成13年12月に施行し、平成14年8月には同法に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を公表しました。この計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものです。また、平成17年7月に文字・活字文化の振興に関する施策推進のあるべき姿や国語が日本文化の基盤であること、学校教育において言語力の涵養に努めることを基本理念とする「文字・活字文化振興法」を制定しました。

千葉県では、国の推進計画に基づき、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指して平成15年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

第2章 基本方針

1 計画策定の目的

法第9条第2項では、市町村は国・県の子ども読書活動推進計画を基本として、子どもの読書活動推進に関する計画を策定するよう努めなければならないと規定されています。本計画は、法の基本理念に基づき本市の実情を踏まえて、あらゆる機会あらゆる場所で子どもたちが自主的に読書活動を行えるよう、環境を整備し総合的かつ計画的な施策の推進を図るために策定するものです。

2 計画の基本方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが発達段階に応じて、読書活動を自主的・積極的に行うためには、読書の楽しさを味わい体験できる機会、環境が身近にあることが重要です。そのために、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、施設や設備の充実に努めます。

(2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの読書活動に携わる家庭、学校、図書館、地域の関係施設や団体のそれぞれが役割を果たし、さらに相互協力、連携して読書の機会の充実に努めます。

(3) 読書活動に関する理解と関心を高める取組の推進

子どもの自主的な読書活動を促すためには、子どもの身近にいる大人たちが読書活動に理解と関心をもつ必要があります。そのために、読書の意義や重要性を理解することができるよう、普及、啓発に努めます。

3 計画の期間

平成18年度からおおむね5年間とします。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもは、読書をすることにより言葉を理解し、知識を広め、感性を磨き、表現力や思考力を高め、想像力を豊かにします。子どもの読書活動は、子どもが豊かな心をはぐくみ、健やかに成長し、豊かな人生を送るために、極めて重要な活動です。

しかし、子どもは興味の無い本を与えられたり、親などから読書を強制されると読書に対する興味を失って、かえって読書離れを起こす場合もあります。成果を性急に求めずに子どもの成長を温かく見守ることが重要です。

子どもが読書に親しむ習慣を身に付ける上で家庭の果たす役割は非常に大きく、乳幼児期から家庭の中で親子と一緒に日常的に本と親しむような環境づくりが必要であり、そのことがその後の子どもの読書活動に大きな影響を及ぼします。

そのためには、子どもの人格が形成される乳幼児期からの耳からの読書として、親や周囲の大人たちからの言葉かけから始まり、子どもの成長に合わせて家庭での本の読み聞かせから日常的に親子と一緒に本を読む機会を持ち、読書の楽しさを体得し、一緒に図書館へ出かけたりして、

積極的に読書に親しむ機会を増やすことが大切です。

(2) 公民館における子どもの読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動を推進するためには、子どもへの読み聞かせや読書の重要性、意義について理解と関心を高めるよう保護者等に働きかける必要があります。

そこで、地域の生涯学習の拠点として、地域に密着して多様な学習機会や情報を提供する機能を有する公民館において、主催事業の中に保護者等向けに読み聞かせ講座等を実施し、子どもの読書に関する重要性についての理解や関心を高める普及活動や読書指導を積極的に取り入れていきます。

また、家庭における子どもの読書活動のきっかけづくりとして、親子や子ども向け講座を開設し、読み聞かせ、おはなし会、紙芝居など子どもが本に親しむ機会をつくる事業の充実に努めます。

(3) 家庭教育学級における子どもの読書活動の推進

家庭教育学級の学習計画の中に、「読書」・「読み聞かせ」等の講座を組み入れ、適齢期の子どもがいる保護者に対し、子どもの読書活動に対する理解や関心を高める啓発活動に努めます。

(4) 子どもの読書活動推進のためのボランティア等の育成

子どもの読書活動を推進するためには、保護者等の理解と関心を高める普及・啓発活動とともに、子どもに乳幼児期から読書に興味を持たせるために、家庭での読み聞かせと併せて、地域や公共施設等で行われるおはなし会や読み聞かせ講座等に積極的に参加してもらうことが必要です。

家庭での読み聞かせ、あるいは地域や公共施設等で読み聞かせ講座やおはなし会を実施するためには、読み聞かせのできるボランティアの積

極的な協力が必要となります。そこで、必要な人材を養成するために、これから読み聞かせを行おうとしている人や、既に地域で読み聞かせを行っている人などを対象に読み聞かせボランティア講座を実施し、広く参加の呼び掛けを行なっていきます。

また、地域や公共施設等で活動する読書関連ボランティアの発表の場や活動したりする場の提供など、ボランティア等の育成に努めます。

(5) 読書活動情報の提供

子どもの読書活動を広く推進するために、社会教育課、公民館、図書館が連携して情報を収集し、共有するとともに、社会教育課や公民館で実施している生涯学習相談において、子どもの読書活動に関する講座や読書ボランティアサークルの実施するおはなし会等の情報提供に努めます。

2 学校における子どもの読書活動の推進

次代を担う子ども達が健やかに育ち、一人ひとりの市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような学習環境の充実を図ることが大切です。

特に学校図書館が「読書センター」「学習・情報センター」「資料センター」としての役割と機能を備え、学校教育の中核的な役割を担い、児童生徒の多様な興味や関心に応えるためには、魅力的な図書資料を整備・充実することが必要です。そのためには、学校図書館の機能の充実に向けた環境を整え、学校図書館を活性化するとともに、将来的には、学校図書館に地域の人たちが気軽に集え、市民と連携・協同し、地域の情報発信の源になるとともに、児童・生徒の学習を支援し、豊かな心を持った野田市の子どもを育てることができるよう環境整備の拡充に努めます。

(1) 学校図書館資料の充実

学校図書館は児童・生徒の自由な読書活動の場として、学習に対する興味・関心を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ機能と、調べ学習のための資料提供の機能があります。また、将来的には、地域の人たちが気軽に訪れ、読書する場所としての蔵書を備えていかななくてはなりません。しかし、現状ではこれらの機能を果たすための十分な蔵書整備ができていないとは言い難い状況です。市立図書館からの蔵書やビデオ教材等、情報資料の貸出しを含め、児童生徒の学習のみならず、地域の人たちが気軽に集え、読書に親しむための蔵書の整備を計画的に推進してまいります。

(2) 学校における読書活動の充実

学校図書館は国語を始めとして各教科、総合的な学習の時間等で調べ学習や読書活動など多様な目的で活用されています。また、昼休み、放課後の本の貸出し等の読書活動を推進しています。さらに、サタデースクールの開設に合わせ、土曜日の学校図書館を開放し、読書や調べ学習等の有意義な時間の拡充に努めることが必要です。今後も、これらの学習活動を更に充実させるために、児童・生徒の読書への興味・関心を高めるとともに、ボランティアによる読み聞かせ、朝の全校一斉読書活動、図書館の利用しやすい環境づくり、学級文庫の作成等々、各学校の実態に合わせてより一層の推進を図ります。

(3) 学校図書館活動の充実と環境整備

ア 司書の派遣及びボランティアによる学校図書館活動の推進

本市においては、図書ボランティアの活動が活発であり、岩木小学校の「本のはらっぱ」をはじめ、いくつかの学校で、児童生徒がより興味を持って読書に取り組める環境が整ってきています。小学校においては、本の読み聞かせや図書館の環境整備等図書ボランティアが活

動しています。また、現在、学校では、シルバー施策による7名の学校図書館司書、司書教諭、図書担当教諭が協力して、学校図書館の活性化に努めています。今後は、学校図書館司書のよりよい活用、学校図書館の常時開放に向けての体制づくりを、学校、学校図書館司書、ボランティア等と協力していくシステムの構築を進めます。

イ 学校図書館関係者の研修

学校図書館は、児童生徒にとって読書の楽しみを知り、本を通して自由に知識を得ることができる場所であり、司書教諭や学校図書館司書は、今後とも児童生徒の読書活動を積極的に支援していくことが求められると同時に、本の選定、本に関する相談など広範な知識が必要となります。そのためには、学校図書館のための司書教諭の役割や情報交換などを内容とする研修会を開催していくことが必要です。特に、市立図書館司書を含めた広範囲な研修会が必要です。

3 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園の「絵本の部屋」の整備

絵本を通して、幼児の情操の育成、思考力の育成等に努めるとともに将来の読書指導、図書館利用指導の糸口を作り上げるために、良質な内容の絵本を備えた幼稚園文庫の環境整備に努めます。また、市立図書館と連携して配本の充実を図るよう努めます。

(2) 保育所等における読書活動の充実

ア 保育所

子どもたちの年齢、発達段階に合った絵本の読み聞かせ、紙芝居を毎日の保育日課に取り入れ、ことばや絵本などへの興味・関心を育てています。また、子どもたちが自由に手に取って読むことができるよう各保育室に絵本を備えています。

保育所での読書推進活動をさらに充実させるため、読み聞かせを行う保育士のスキルアップを図るとともに、質の良い絵本、紙芝居等の整備を進めていきます。

また、家庭における読み聞かせの大切さを保護者に啓発するとともに、保育所の絵本等の貸出しについても積極的に行い、家庭での絵本等の購入も推奨していきます。

イ 学童保育所

図鑑、童話、伝記など児童が興味を持つような図書があり、子どもたちは自由に読書をしています。また、夏休みなどの長期休業時には昼食後に学童指導員が読み聞かせを行い、ボランティアによる読み聞かせ会も月に1度開催しています。

学童保育所での読書活動をさらに推進するため、学童指導員の本に対する知識、読み聞かせ技量の向上を図りながら、優良図書の充実を図るとともに、日常の保育に読書の時間を設けるなど、読書のおもしろさ・楽しさを教え、本を読む習慣が身につくよう指導していきます。

ウ 児童館

幼児サークルでは、小学生のクラブ実施時に保護者、児童厚生員、ボランティアが読み聞かせを実施しています。また、6館全てに図書室や図書コーナーが整備され自由に読書ができるほか、本の貸出しも行っています。

読書活動をさらに充実させるため、児童厚生員のスキルアップを図るとともに、利用しやすく魅力ある図書室や図書コーナーを整備する一方で、広報紙の「館だより」に推奨図書を掲載するなど、児童館で読書したくなるような環境づくりを促進していきます。

(3) ボランティアとの協力

幼児が絵本の楽しさと出会うためには、大人による読み聞かせは必要
欠くことのできないものです。読み聞かせボランティアとの協力体制を
作り、保育の中で積極的に読み聞かせの機会を設けます。

(4) 保護者を対象とした読書の啓発

子どもの本の楽しさを知ってもらうため、保護者会等の開催時に保護
者に対し読み聞かせ等の意義やその大切さを広く啓発するとともに読書
相談等を実施します。

4 市立図書館における子どもの読書活動の推進

図書館では、幼児、児童、青少年向けの図書を充実させるとともに、資
料を求める子どもや保護者に適切な資料を手渡すことができるよう様々な
施策に取り組みます。

また、子どもの身近にいる大人に向けての啓発活動や相談業務を充実さ
せ、市内の各方面で子どもの読書活動を支える人々への支援に努めます。

(1) 児童資料の充実とPR活動

市内の4つの図書館は、子どもの読書活動の中心としての役割を果た
すため、資料の一層の充実を図ります。幼児、児童や青少年を対象とし
た絵本や読み物、課題解決の参考となる資料、レクリエーション活動を
充実させるための資料など、良質で魅力ある資料を整備するとともに、
配架の工夫、ブックリストやチラシの作成等により、子どもの読書意欲
を刺激するよう配慮します。また、収集した資料を一人でも多くの子ど
もたちに届けるため、インターネットを通じた情報発信、市報や関係機
関を通してのPRに努め来館を促します。

(2) おはなし会の実施

おはなし会は、図書館で吟味して揃えた図書を、その年齢にふさわし
い子どもたちに手渡すために大変有効な手段となります。また、幼児期・

学童期に読み聞かせやストーリーテリング（素話）などを通して絵本や物語に親しむことは、言葉への興味を持たせ、感性を磨き、言語力や想像力を養い、本への信頼感を身につけることができるなど、将来の自発的な読書活動を支えてゆく貴重な経験といえます。現在、市内の各図書館では毎週おはなし会を実施し、多くの子どもたちに絵本や物語の魅力を伝えています。今後も、子どもたちの発達段階に合わせて、文学的な価値の高い魅力ある作品を厳選し、プログラムを工夫し、楽しいおはなし会の運営に努めます。

(3) 科学遊び教室等の実施

科学遊び教室は、本に紹介された実験や工作を実際に行うことにより、科学読み物に親しむことを目的として実施しています。今後も定期的に実施し、内容を一層工夫して、参加者の定着を図ります。また、他にも子どもの興味関心を引き出すような各種行事を行うことで、子どもたちの好奇心を刺激し、幅広い読書活動を推進していきます。

(4) ブックスタート事業の充実

ブックスタートとは、地域に生まれた全ての乳児が、絵本を介して保護者との楽しい時間を持てるよう支援するための運動です。本市では社会福祉課、保健センター、図書館が連携、協力して、平成16年度から3ヵ月児健康診査の際に、全ての乳児と保護者に声をかけながら、2冊の絵本を出生祝いとして贈呈しています。今後もボランティアとの協働を深めながら、ブックスタートの一層の充実を図ります。

(5) ヤングアダルトサービスの充実

中・高校生を中心とした10代の青少年（いわゆるヤング・アダルト層、以下「YA」という。）は、図書館の児童コーナー入室するのを躊躇する年齢といえます。ところが、出版界ではこの世代向けの本は児童

書として扱われることが多く、良質な本が多数存在するにもかかわらず、乳幼児から小学生を利用対象とする児童室に資料を配架したのでは、YAの目に触れる機会がありません。また、この世代の読書傾向として、児童書、一般書を問わず幅広く関心を示すにもかかわらず、どの本が自分たちの求めるものなのかを判断する経験が不足している傾向にあります。このため、興風図書館・せきやど図書館ではヤングアダルトコーナーを設置し、10代向けの良質な読み物だけではなく、YAの興味、関心に配慮した読み物、学校生活を充実させるための資料、将来を考える参考となる資料などを配置してきました。このコーナーを、資料面、サービス面でより充実させるため、職員の研修に努めます。また、本への興味を喚起するよう配架やブックリストを工夫するなど、読書離れが著しいといわれる中高生の読書活動の活性化を図ります。

(6) ボランティアへの支援

図書館では、おはなし会及びブックスタート事業において、図書館主催の研修会を受講したボランティアの協力を得ています。これにより、職員だけで事業を展開するよりも、内容に厚みを持たせることが可能になりました。今後は、研修の機会を増やすことで、ボランティアの技術向上を図ると同時に、一人ひとりが子どもの読書活動に関わることの意義を考えながら、持てる能力を発揮できるような支援体制を整えていきます。

また、近年、学校において保護者による読み聞かせや学校図書館の整備に関わるボランティア活動が盛んになっています。これらの学校ボランティアへの助言を積極的に行い、地域ぐるみで子どもの読書活動を支える体制づくりを目指します。

(7) 学校との連携

学校の教育活動に必要な資料は、団体貸出により提供します。そのた

め学校との連携を強化し、必要な資料の整備に努め、学校と図書館の間の資料の効率的な配送について検討し、実現を図ります。

また、学校図書館の整備・運営に関する相談、ボランティアへの助言、出張おはなし会やブックトークなど、学校の要望に応じることができるよう努めます。

さらに、子どもたちの調べ学習について学校との情報交換に努め、来館した子どもたちに対しては、書架への案内や相談業務にとどまらず、検索の仕方、辞書や索引の使い方など、自ら学ぶために役立つ技術を指導します。

(8) 関連機関との連携

多様な資料・情報要求に応えるため、児童サービスを実施する各種図書館や博物館などの関係諸機関との連携を深めます。また、公民館などの施設での行事など様々な機会を通して、子どもやその保護者への読書啓発活動に努めます。

5 子どもの読書に関する理解と関心を高める取組の推進

(1) 「子ども読書の日」への取組

4月23日は子ども読書の日と定められています。これは子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための日として制定されたものです。市内の図書館では4月23日前後にその趣旨にふさわしい行事を実施し、広報活動を展開します。

(2) 広報紙・誌による理解の促進

図書館では、読書への関心を高め、図書館利用を促進するために全戸配布の館報「図書館だより」を年2回発行しています。また、児童を対象にした年齢別の図書紹介リストを作成、館内で配布して、子どもの読書

への理解を深め、資料選択の援助をしています。その他の関係機関・施設も、各種の広報媒体を発行して、読書の意義や重要性を啓発しています。今後も、これらの広報紙・誌を活用して、積極的に収集した子どもの読書推進に関する情報を広く提供して、子どもの読書への関心と理解を高めるよう努めます。

(3) 推進体制

本計画の推進にあたっては、教育委員会をはじめとする関係各課、機関、団体等の連携・協力関係の強化を図るとともに、必要に応じて野田市立図書館協議会に報告し、意見を求めて、家庭、地域、学校を通じた社会全体での子どもの読書活動に関する取組の総合的かつ計画的な推進に努めます。